東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛に係る特例措置について

東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛（以下「復興歩掛」という。）が「土工」及び「コンクリート工」において策定されたことにより、下記のとおり特例措置を定めます。

１　特例措置の内容

２に定める工事の受注者は、南相馬市工事請負契約約款第５２条に基づき、復興歩掛が適用になる以前（平成２５年９月３０日時点）の「土工」及び「コンクリート工」の土木工事等標準歩掛（以下「旧歩掛」という。）を適用した積算に基づく契約を、復興歩掛を適用した積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

なお、今回の特例措置は被災３県専用の復興歩掛に係る部分に限定されます。

２　適用対象工事

平成２５年１０月１日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用し積算しているものが対象工事となります。なお、ここでいう入札とは、入札の場合は「入札書等の提出の日」、随意契約の場合は「見積書の提出の日」で判断します。

３　請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額＝$P_{新}$×ｋ

この式において$P_{新}$及びｋは、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{新}$：復興歩掛により積算された新設計額

ｋ　：当初契約の請負比率

４　その他

⑴ 請負代金額変更の請求期間は、本特例措置適用の日から１カ月間とします。

⑵復興歩掛での積算に基づく契約の変更するための手続きは次のとおりです。

① 適用対象工事にあっては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明する。

② 受注者は、旧歩掛に基づく契約を復興歩掛での積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる（別紙１）。

③ 発注者は、②に基づき、変更後の請負代金額を算定する。

④ 変更契約を締結する。

５　適用日

平成２６年１月２３日